

庁名 前橋家庭裁判所本庁・管内支部

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料											予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考	
		郵便切手の場合													
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円			合計額
成年後見 制度に関 する審判	後見開始	3					15		5		5	5	3550円	5000円	
	保佐開始	5					15		5		5	5	4550円	5000円	
	補助開始	5					15		5		5	5	4550円	5000円	
	任意後見監督人選任	3					10		5		5	5	3000円	3000円	
	成年後見人(保佐人,補助人)選任	3					10		5		5	5	3000円	3000円	
	成年後見監督人(保佐監督人,補助監督人)選任	3					10		5		5	5	3000円	3000円	
	成年後見人(保佐人,補助人)辞任許可	3					10		5		5	5	3000円	3000円	
	成年被後見人(被保佐人,被補助人)の居住用不動産処分許可						1						110円	110円	
	特別代理人選任(被後見人のための)						6						660円	1000円	
	臨時保佐人選任						6						660円	1000円	
	臨時補助人選任						6						660円	1000円	
	成年後見人(保佐人,補助人)の報酬付与						1						110円	110円	
	成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託	2					4						1440円	2000円	【郵便切手の場合】 嘱託先が複数の場合 嘱託先が1増すごとに110円を追加
	成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託取消し・変更						2						220円	220円	【郵便切手の場合】 郵便物等の回送を受けている後見人以外の者が申立ての場合 1220円分を追加  【予納金の場合】 郵便物等の回送を受けている後見人以外の者が申立ての場合 1220円を追加
成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可						1						110円	110円		
後見・保佐・補助人辞任、同選任	6					10		5		5	5	4500円	5000円		
保佐・補助の代理権付与	3					5				5	5	2200円	3000円		
保佐・補助の同意を得なければならない行為の定め	3					5				5	5	2200円	3000円		
後見・保佐・補助取消し	3					15		5		5	5	3550円	4000円		
行方不明	不在者財産管理人選任					15		2			10	1850円	2000円		
	不在者の財産管理人の権限外行為許可					1						110円	110円		

カテゴリ	申立ての種類	郵便料												予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考	
		郵便切手の場合														
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額			
者に関する審判	失踪宣告	2					16						10	2860円	3000円	
	失踪宣告の取消し	2					16						10	2860円	3000円	
	不在者財産管理人の報酬付与						1							110円	110円	
親子に関する審判	未成年後見人選任	3					10		5			5	5	3000円	3000円	
	子の氏の変更許可						1							110円	110円	
	養子縁組許可						10							1100円	2000円	
	死後離縁許可	2					6							1660円	2000円	
	特別養子適格の確認	8					15		2				10	5850円	6000円	
	特別養子縁組の成立	4					12							3320円	4000円	
	特別代理人選任(親権者とその子との利益相反の場合)							6						660円	1000円	【郵便切手の場合】 未成年者が15歳以上の場合、110円×2枚を申立事件ごとに追加  【予納金の場合】 15歳以上の未成年者が2名以上6名以下の場合 2000円 15歳以上の未成年者が7名以上の場合の予納金の額は、申立て後に裁判所から指示があります。
親権者変更(親権者行方不明(死亡)等の場合)	4				1		17						12	4170円	5000円	

カテゴリ	申立ての種類	郵便料													予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考
		郵便切手の場合														
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額			
相続に関する審判	相続の放棄の申述						3							330円	330円	
	相続の限定承認の申述						3							330円	330円	当事者1人あたり
	相続の承認又は放棄の期間の伸長						3							330円	330円	当事者1人あたり
	相続財産清算人の選任						10		2				10	1300円	2000円	
	特別縁故者に対する相続財産分与	4					7		2				10	2970円	3000円	
	遺言書の検認													0円	1000円	【郵便切手の場合】 110円×(当事者数+3枚)  【予納金の場合】 左記の基本料金は当事者数が6名以下の場合 当事者数が7名以上15名以下の場合は 2000円 当事者数が16名以上24名以下の場合は 3000円 当事者数が25名以上の場合の予納金の額は、申立て後に裁判所から指示があります。
	遺言執行者の選任						6							660円	1000円	
	遺留分放棄の許可						5							550円	1000円	
保護者選任に関する審判	遺留分の算定に係る合意の許可						9							990円	1000円	【郵便切手の場合】 左記の基本料金に 1220円×合意の当事者数 の切手を追加  【予納金の場合】 当事者数が1名増えるごとに 1500円 を追加
	相続財産清算人の権限外行為						1							110円	110円	
	相続財産清算人の報酬付与						1							110円	110円	
保護者選任に関する審判	保護者選任						4							440円	1000円	
戸籍上の氏名や性別の変更などに関する審判	氏の変更許可	2					6							1660円	2000円	【郵便切手の場合】 夫婦連名の申立ては 500円×2枚 110円×2枚 を追加  【予納金の場合】 夫婦連名の申立ては 3000円
	氏の振り仮名の変更許可	2					6							1660円	2000円	【郵便切手の場合】 夫婦連名の申立ては 500円×2枚 110円×2枚 を追加  【予納金の場合】 夫婦連名の申立ては 3000円
	名の変更許可						5							550円	2000円	事案により1220円分の切手を予納していただく場合があります。
	名の振り仮名の変更許可						5							550円	2000円	事案により1220円分の切手を予納していただく場合があります。

カテゴリ	申立ての種類	郵便料												予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考	
		郵便切手の場合														
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額			
	戸籍訂正許可	2					11						10	2310円	3000円	【郵便切手の場合】 夫婦連名の申立ては 500円×2枚 110円×2枚 を追加  【予納金の場合】 夫婦連名の申立ては 4000円 予納金の場合、郵便切手110円分の予納が必要です。
	性別の取扱いの変更	4					6		1				6	2770円	3000円	
	就籍許可	2					12							2320円	3000円	
年金分割の割合を定める審判	年金分割の割合を定める審判	4					10							3100円	4000円	
調停事件	調停事件(遺産分割以外)				1		10			3			10	1530円	4000円	【郵便切手の場合】 相手方が1人増えるごとに 180円×人数分 110円×人数分 を追加  【予納金の場合】 左記の基本料金は相手方が1名の場合 相手方が1名増えるごとに 2000円 を追加
	調停事件(遺産分割)												0円	0円	6000円	【郵便切手の場合】 ○当事者(申立人+相手方)が5人以下の場合 180円×相手方数 110円×20枚 50円×10枚 10円×20枚  ○当事者(申立人+相手方)が6人以上の場合 180円×相手方数 110円×30枚 50円×20枚 10円×30枚  【予納金の場合】 左記の基本料金は相手方が1名の場合 相手方が1名増すごとに 2000円 を追加
人事訴訟	人事訴訟	8					10	5	5			5	5	6000円	6000円	【郵便切手の場合】 当事者1名増すごとに 1220円分2組(合計2440円) を追加  【予納金の場合】 当事者1名増えるごとに(共通の代理人がついている場合を除きます) 2000円 を追加
その他手続	即時抗告	4					6	11					8	4000円	4000円	【郵便切手の場合】 当事者1名増すごとに 500円×4枚 110円×2枚 100円×4枚 20円×9枚 10円×20枚 (合計3000円分) を1組追加  【予納金の場合】 当事者1名増すごとに 3000円 を追加
	別表第二審判(遺産分割・年金分割を除く)	4			1		17						12	4170円	5000円	

カテゴリ	申立ての種類	郵便料												予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する 場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考	
		郵便切手の場合														
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額			
その他の 審判	児童福祉法関係	4			1		10						5	3330円	4000円	【郵便切手の場合】 親権者2名のときは 500円×2枚 180円×1枚 110円×2枚 を追加  【予納金の場合】 親権者2名のときは 5000円
保全	審判前の保全処分	4			1		10		2				10	3480円	4000円	